



熊本県公報

号外 第 4 号

平成 26 年 3 月 17 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…… (警察本部警務課) 1

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第 2 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 17 日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
熊本県警察の組織に関する規則(平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 に次の 1 号を加える。

(10)警察安全相談に関すること。

第 10 条中「5 課」を「6 課」に、「生活環境課」を「生活環境課
サイバー犯罪対策課」に改める。

第 11 条第 15 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同条中第 16 号を削り、第 17 号を第 16 号とし、第 18 号を第 17 号とする。

第 13 条中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とする。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(サイバー犯罪対策課)

第 13 条の 2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)の運用に関すること。

(2)情報技術を利用する犯罪の対策に関する企画及び調査に関すること。

(3)高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。

(4)情報技術を利用する犯罪の取締りのための技術的支援に関すること。

第 40 条第 1 項中「生活環境課」を「サイバー犯罪対策課」に改め、同条第 2 項中「不正アクセス等のサイバー犯罪対策」を「情報技術を利用する犯罪の対策」に改める。

第 41 条第 1 項中「被害者連絡調整官及び」及び「及び警衛指導官」を削り、同条中第 12 項を削り、第 13 項を第 12 項とし、同条第 14 項中「の指導」の次に「並びに警備事件捜査の指導及び調整」を加え、同項を同条第 13 項とし、同条中第 15 項を第 14 項とし、第 16 項を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。